



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

所得税、社会保険制度の改正および最低賃金制度の創設

2015年の賃金税と社会保障制度に関しては、多くの改正が行われている。主な項目としては、ドイツ最低賃金制度の創設と賃金税および社会保障制度の改正に対する影響である。当記事では、給与支払に関し知るべき重要な改正について解説する。(なお、以下の解説は、2015年に適用される規定を記載しており改正事項以外も含まれている)

(1) 所得税法の改正

- 賃金税クラスなどの租税属性は電子申請のみとなっている(ELStAM: Elektronische Lohnsteuerabzugsmerkmale)。この租税属性の変更については、引き続き書面により、従業員の所轄税務署に提出されなければならない
- 旅費
 - ・ 2014年1月1日の法律に係る新規則(第一勤務地の定義など)
 - ・ 2015年1月1日からの海外旅費手当の変更
- 給与等評価額(これらに係る社会保険料とも関連)
 - ・ 会社費用負担の朝食 1.63 ユーロ
 - ・ 会社費用負担の昼食/夕食 3.00 ユーロ
- その他現物給与は、月額 44.00 ユーロまで非課税。当該限度額を超えた場合には、ベネフィット/支給の全額が課税対象となる。これには、分離課税の対象となる現物給与は含まれない
- 会社行事(クリスマス会等): 当該非課税制度に関し、非課税が一人当たり 110.00 ユーロに変更されている。これは、最大2つの行事まで適用される。すべての付随コスト(賃借料、家族分など)についても含まれる必要がある。超過額は賃金税の課税対象となる(なお分離課税は可能)
- 所得税法 37b の現物給与に対する課税は、販促ギフトと非居住者には無関係
- 誕生日プレゼントなどの少額の贈物の非課税限度が 40.00 ユーロから 60.00 ユーロに変更

(2) 社会保険法の改正

- ・ 健康保険料 14.60%(会社負担分 7.3%、従業員負担分 7.3%)
- ・ 介護保険料 2.35%(子供がいない場合は 0.25%加算)
- ・ 年金保険料 18.70%
- ・ 失業保険料 3.00%
- ・ 法定倒産保険料 0.15%
- ・ 健康保険の追加 健康保険会社による(従業員負担)
- ・ 追加健康保険の平均 0.9%

社会保険料の適用所得限度額

- 健康／介護保険料に関する適用所得限度額 月額 4,125.00 ユーロ、年額 49,500.00 ユーロ
(年間の法定報酬限度額 54,900.00 ユーロ、特別年間法定報酬限度額 49,500.00 ユーロ)
- 年金保険料と失業保険料の適用所得限度額
 - ・ 旧西ドイツ地域 月額 6,050.00 ユーロ、年間 62,400.00 ユーロ
 - ・ 旧東ドイツ地域 月額 5,200.00 ユーロ、年間 62,400.00 ユーロ
- 健康保険料および介護保険料に関する非課税補助限度額
 - ・ プライベート健康保険のメンバー 最高で半額
 - ・ 健康保険料 301.13 ユーロ
 - ・ 介護保険料 48.47 ユーロ
- 少額賃金雇用の上限額は 450.00 ユーロである。この「ミニジョブ」は、法定年金保険の対象となるが、非課税とすることが可能である。少額賃金で一時的な労働者は、その他の同様の労働関係の有無を開示する必要がある
- 雇用が 3 カ月または 70 日を超えないときは、一時的な雇用となる
- 低所得者に関する限度額は、325.00 ユーロのまま変更はない。雇用者は子供がいない従業員の介護保険追加額を負担する必要がある

現物給与の月額評価額

- ・ 住居負担 223.00 ユーロ
- ・ 食事(合計) 229.00 ユーロ
- ・ 朝食 49.00 ユーロ
- ・ 昼食／夕食 各 79.00 ユーロ

保険料の報告および社会保険料の支払期日（法定）

月	最終第 5 銀行営業日(報告)	最終第 3 銀行営業日(支払)
1 月	26	28
2 月	23	25
3 月	25	27
4 月	24	28
5 月	22	27
6 月	24	26
7 月	27	29
8 月	25	27
9 月	24	28
10 月	26	28
11 月	24	26
12 月	22	28

健康保険に関し保険会社が追加でチャージしたり保険料率を引き上げる場合には、従業員は解約することができる特別な権利が付与されている。新しい健康保険の会社に拘束される期間に変更はない。

(3) その他

- ・ 育児休暇の拡充
- ・ 介護休暇の拡充

(4) 最低賃金制度

2014年8月16日に制定された協約自治強化法案(Tarifautonomiestärkungsgesetz)に基づき、ドイツ全土での最低賃金制度が達成されるために異なるルールが設定されている。労働協約は、公表された上で一般的に拘束されるもので、労働者派遣法(Arbeitnehmer-Entsendegesetz)は、あらゆる産業に適用される。創設された最低賃金法(Mindestlohnsgesetz)では、2015年1月1日にドイツに従業員を有するドイツおよび外国の雇用者に適用される。最低賃金は、1時間当たり最低8.50ユーロである。支払は、合意された日か、実際に働いた月の翌月の銀行最終営業日(フランクフルトの)までに支払われる必要がある。最低賃金は法令上の義務であり、違反した場合には、500,000ユーロまでのペナルティーが課され、税関の検査官がモニターすることになっている。

最低賃金不適用者

- ・ 職業訓練者、採用候補者(就職前研修)
- ・ 職業訓練未了の18歳未満の者
- ・ ボランティア
- ・ 長期失業者の雇用後の最初の6カ月間
- ・ 短期契約の新聞配達員
- ・ 擬似労働者

訓練者に適用される例外規定

原則として、最低賃金制度はすべての訓練者に適用されるが、次の例外がある。

- ・ 学校、大学、訓練規則、共同教育を法律で規定されている大学の義務的なインターンシップ
- ・ 3カ月内の学習を目的とした職業訓練または準備の体験のためのインターンシップ
- ・ インターンシップが終了しなかった場合の、3カ月内の職業訓練あるいは学習
- ・ 社会保障法(SGB)III 54 条 a に規定されている資格または就職前の研修

報告および文書上の必要事項

すべての雇用者は、どのミニジョブ対象者に関しても、始業、終業、業務時間に関し書面での記録を残さなければならない。これらの記録は、業務が行われた日から7日間以内に作成され、最低でも2年間保管されなければならない。すぐに通知が必要となる業種に関しては、これらのレポートは、すべての従業員に対して作成されなければならない。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group
Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ
東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。